

鳥取県超小型モビリティ導入実証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県超小型モビリティ導入実証事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国要領第1条に定める目的に則り、超小型モビリティを用いた地域の課題解決に資する取組み又は新たな交通サービスを提供する取組みを支援し、本県における超小型モビリティの有益性を実証することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国要綱

低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）交付要綱（平成26年4月1日付国自環第260号）

(2) 国要領

超小型モビリティ導入促進事業に係る事業計画認定等要領（平成26年4月1日付国自環第262号）

(3) 超小型モビリティ

国要綱第3条第1号に定める、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、同表の第3欄に掲げる期間に限り、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第5欄に定める率を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、国要領第4条第3項に基づく事業計画の認定を通知された日から30日以内に行わなければならない。ただし、事業計画の認定が受けられなかったときは、そのことが明らかになった日から30日以内に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第10条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度(前条の報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 商工労働部長は、前項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。
- 3 商工労働部長は、前項の書類審査又は現地調査により補助対象経費が適正に支出されていると認めたときは、支払実績額に基づき交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。
- 4 第1項の報告は、様式第3号によるものとする。

(補助金の支払い)

第11条 前条に定めるもののほか、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、原則として鳥取県の一会計年度につき1回に限り、当該年度の補助対象経費見込み額に対応する補助金を概算払することができるものとし、その金額は交付決定額の範囲内で補助事業者が申請する額とする。
- 3 前項の規定による概算払額と第9条又は前条による報告額との間に過不足がある場合は、鳥取県の当該会計年度内に補助金の過不足額を精算するものとする。
- 4 第2項の申請は、様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、以下に掲げるもののほか、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

超小型モビリティ 4年

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 所得価格又は効用の増加価格が単価500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	<p>以下に掲げる条件を満たす、超小型モビリティを用いた地域の課題解決に資する取組み又は新たな交通サービスを提供する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超小型モビリティの利用目的が個人利用又は社用車としての利用のみではないこと。 ・ 超小型モビリティの運行に当たって、市町村等と連携し、十分な安全確保を行うこと。 ・ 道路運送法、道路交通法等関係法令を遵守すること。 ・ 適正な車両管理及び補助事業の運営ができること。 ・ 補助期間終了後も事業の継続が期待できること。
2 補助事業者	<p>以下に掲げる条件を満たす、超小型モビリティを用いた地域の課題解決に資する取組み又は新たな交通サービスを提供する取組みを実施する協議会又は当該協議会の代表を務める者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に事業所のある法人又は県内に居住する個人で構成する協議会であること。 ・ 超小型モビリティの運行地域となる市町村を含む協議会であること。 ・ 国要領第4条第1項に基づく事業計画書を地方運輸局長に提出すること。
3 補助期間	<p>交付決定の日から超小型モビリティ運行開始後3年を経過する日まで (ただし、平成30年3月31日を超えることはできない。)</p>
4 補助対象経費	<p>以下に掲げる、超小型モビリティを用いた地域の課題解決に資する取組み又は新たな交通サービスを提供する取組みに要する経費（消費税及び地方消費税は除く）。</p> <p>ただし、充電設備、人件費、他の補助事業及び委託事業の対象経費（国要綱第5条第2項に定める車両導入費及び市町村補助金は除く）、安全対策（運転者講習会、道路標識設置、監視員配置等）に要する経費は対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超小型モビリティの購入経費又はリース料 ・ 超小型モビリティの管理に要する経費 ・ 超小型モビリティの運行に必要となる経費 ・ 超小型モビリティ利用拡大のための広告宣伝経費 ・ その他商工労働部長が必要と認めた経費 <p>(注) 工事請負費又は委託費が含まれる場合は、県内事業者が施行を行ったもの又は実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と商工労働部長が認めた場合については、この限りでない。</p>
5 補助率	<p>(1) 国要綱第5条第2項に定める車両導入費 1/3 (2) 前号以外の経費 5/6</p> <p>ただし、様式第1号「7 事業収益の状況」において計算した「(カ) 補助金控除額」を減じるものとする。</p>
6 補助金限度額	<p>(1) 超小型モビリティを購入する場合 1年目 1台当たり1,800千円 2～3年目 1台当たり1,300千円 (2) 超小型モビリティをリースする場合 1年1台当たり1,700千円</p> <p>ただし、1補助事業当たり2台を限度とする。</p>